

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年3月7日まで縦覧に供する。

平成28年1月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成28年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人T o t i e

片山 俊朗

小豆郡小豆島町坂手甲1847番地

3 定款に記載された目的

この法人は、小豆島住民と将来の小豆島住民に対して、空き家の改修・補助や移住・定住促進に関する事業を行い、U I J ターン者の増加、地域活性化に寄与することを目的とする。